



知ってますか??

令和8年9月1日から生活道路の法定速度が 60Kmから30kmに引き下げられます

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯のない、比較的狭い道路のことです。

以下の道路における法定速度は引き続き60km/hですが道路標識で速度指定がある場合は、その標識の速度が最高速度となります。

① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



② 道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

④ 自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

水難事故にNO!

自分の命は自分で守ることは大前提ではありますが、

- ・ 河川の天候の急変に注意すること。
- ・ 体調は万全にする。
- ・ ライフジャケットは必ず着用する。
- ・ 危険な場所には立ち入らない。
- ・ 道具が流されても無理に追わない。
- ・ 泳いで川を横断するのは危険です。
- ・ 絶対にお酒を飲んで川に入らない。
- ・ 子供から目を離さないように。

とお互いが注意しあいましょう。

揖斐警察署ホームページのQRコード



匿名・流動型犯罪グループによる下見として、家族が不在かを確認するカメラを設置するケースが増えています。

自宅にカメラが設置されていないか今一度確認しましょう。

緊急の事件事故は「110」、相談ダイヤルは「#9110」

